

福祉避難所の設置及び 運営に関するマニュアル

平成28年5月

美唄市危機管理対策室

目 次

第1章 要配慮者・福祉避難所の概要等	1
1 要配慮者	1
2 福祉避難所	2
3 自主防災組織の体制等	2
第2章 平常時における取り組み	3
1 福祉避難所の対象者数の把握	3
2 福祉避難所の指定	3
3 福祉避難所の周知	4
4 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施	4
5 福祉避難所の物資・機材・人材・移送手段の確保	5
6 社会福祉施設、医療機関等との連携	5
第3章 災害時における取り組み	7
1 福祉避難所の開設	7
2 福祉避難所の運営	8
3 福祉避難所における要配慮者の支援	10
4 福祉避難所の統廃合と閉鎖	10
第4章 福祉避難所の開設・運営の流れ	11
参考資料 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定締結先	12

第1章 要配慮者・福祉避難所の概要等

1 要配慮者

(1) 要配慮者とは

災害が発生した時には、被災地域全ての住民の生活に支障が生じるが、なかでも日常生活で支援が必要な人、行動や情報の入手等に制約を受けている人、自力で迅速に避難することが困難な人などの特に配慮や支援が必要な人を要配慮者と言います。

【要配慮者とは】（例）

- 移動が困難な者、介護が必要な方
 - ・寝たきりの方
 - ・肢体不自由の方
 - ・車イスや杖、補装具を使用している方
- 情報を入手したり、発信したりすることが難しい方
 - ・聴覚障がい者や視覚障がい者の方
 - ・補聴器を使用している方
- 急な状況変化に対応できない方
 - ・乳幼児など
- 常時薬や医療装置が必要な方
 - ・人工透析や酸素吸入治療をしている方
- 精神的に不安定になりやすい方
 - ・知的障がい者の方
 - ・精神障がい者の方
- その他配慮が必要な方
 - ・妊婦の方
 - ・日本語がわからない外国人
 - ・地理に不案内な市外からの旅行者など

(2) 避難行動要支援者とは

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人を避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）と言います。

(3) 避難行動要支援者避難支援計画

避難行動要支援者避難支援計画（以下「避難支援計画」という。）は、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要支援者に関する情報を把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導の支援体制を確立することを目的として整備するものである。

- ・避難支援計画は、要支援者の避難支援の基本的な方針等を示した「全体計画」と、要支援者一人ひとりに対する避難支援事項を明らかにした「個別計画」で構成される。
- ・個別計画には、要支援者個々の避難支援者、避難方法、避難先、福祉避難所等の事項のうち必要な事項を記載する。

2 福祉避難所

(1) 福祉避難所とは

福祉避難所は、一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者のために、バリアフリー対策が施され、福祉サービス等が受けられるよう、予め指定された福祉施設等である。

- ・福祉避難所の対象となる者は、避難支援計画の対象者が中心となるが、その他、病弱者、傷病者等も対象となると考えられる。
- ・また、緊急入所等を除き、介護保険施設や医療機関等に入所、入院するに至らない心身等の程度の者が対象となる。

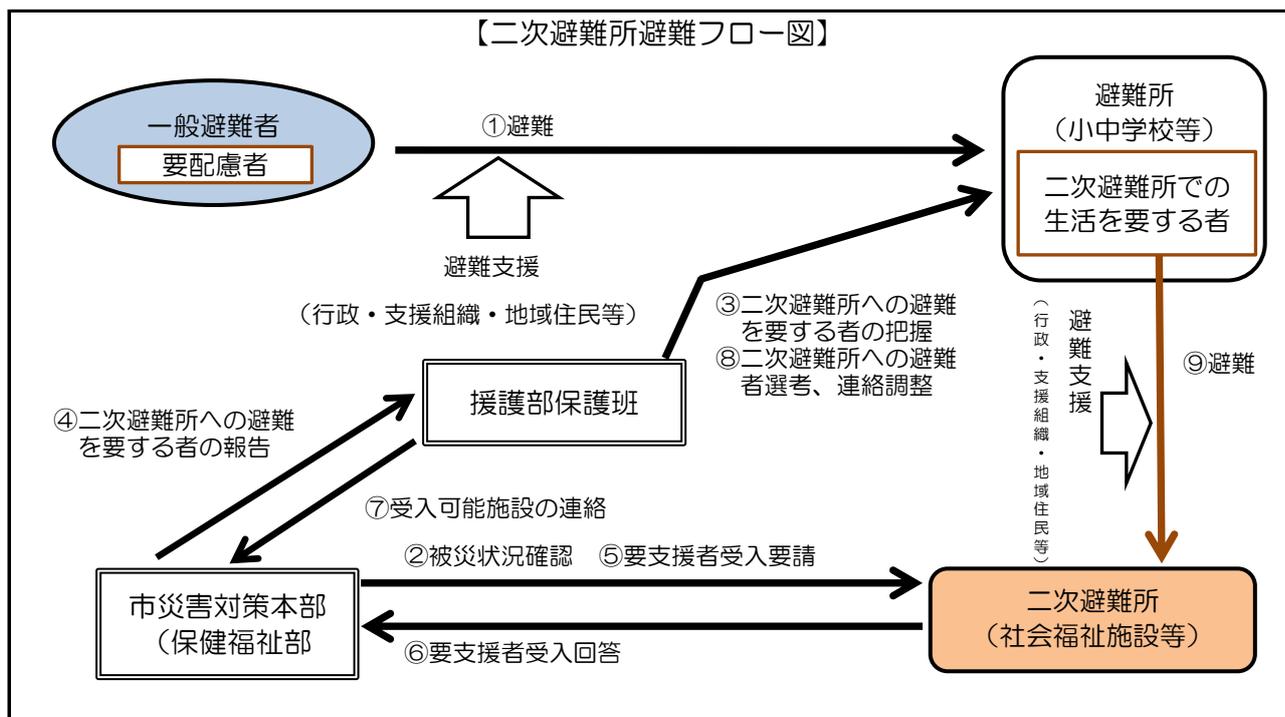
〈参考〉

福祉避難所の留意点

福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される**二次的な避難所**であり、原則として最初から避難所として利用することはできない。また、福祉避難所に指定している施設のうち、どの施設に福祉避難所を開設するかは、災害の規模、災害の発生場所、要配慮者の避難状況に応じて市が決定する。

(2) 福祉避難所の運営体制

要支援者の避難支援業務を実施するために市が設置した「援護部保護班」が中心となって、関係機関と連携して福祉避難所の運営にあたる。



3 自主防災組織の体制等

(1) 自主防災組織の体制等

物資・機材の確保、情報の収集・伝達など、福祉避難所を運営していくうえで、自主防災組織との連携は重要となるため、自主防災組織の体制等を把握し、適時適切な支援等を求めていく。

第2章 平常時における取り組み

1 福祉避難所の対象者数の把握

(1) 福祉避難所の対象者数の把握

市は、福祉避難所の指定数・整備数を検討するための基礎資料として、福祉避難所の対象となる者の概数を把握する。

- ・福祉避難所の対象となる者としては、障がいのある人、高齢者、要介護認定者、避難支援計画の対象者が中心となるが、その他に病弱者や傷病者等も対象となると考えられる。

2 福祉避難所の指定

(1) 福祉避難所の指定

市は、災害発生時に一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者を受け入れるため、避難所の設定基準等に基づき、必要な要件を備える市内の福祉施設等を福祉避難所として指定する。

- ・利用可能な施設としては、以下の施設が考えられる。

ア 指定避難所（小・中学校、公民館等）

イ 社会福祉施設（老人福祉施設、老人保健施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等）

ウ 宿泊施設（公共・民間）

〈参考〉

「福祉避難室」の設置促進

福祉避難所は、施設がバリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適しており、生活相談員等の確保が比較的容易である老人福祉施設が中心になると考えられるが、当該施設がない地域等については、一般の避難所に要配慮者のために区画された部屋を「福祉避難室」として確保することが効果的である。

- ・指定する施設として、以下の要件が考えられる。

ア 施設の安全性の確保（耐震・耐火構造・危険区域外）

イ 施設内の要配慮者の安全性の確保（バリアフリー化）

ウ 要配慮者の避難スペースの確保（特性を踏まえた空間の確保）

- ・市は、民間の社会福祉施設や道立施設など、市が保有する施設以外を指定する場合は、当該施設管理者との間で十分調整をし、福祉避難所に関する協定を締結する。

〈参考〉

福祉避難所の指定目標

福祉避難所の指定目標は、要配慮者や同居家族の生活圏やコミュニティとのつながりに配慮し、設定することが、少なくとも、地域における身近な福祉避難所については、小学校区に1箇所程度の割合で指定することを目標とすることが望ましい。

〈参考〉

福祉避難所の指定に係る留意点

福祉避難所は老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペース、特別支援学校等を利用して設置し、これらの施設等が不足するときには、公的な宿泊施設又は旅館、ホテル等で、居宅介護等事業などと連携が図り易い施設を利用する。

特別養護老人ホーム等の介護機能を有する施設の利用は、避難者へ安心感を与えるなどの好ましい面もあるが、次の点に留意すること。

- ①緊急入所等を行う施設としてその機能を予め確保しておく必要があること。
- ②緊急入所等を行うのに伴い、施設面及び人的な面からも、受け入れ体制に不足が予想されること。
- ③要介護の緊急入所者と福祉施設の避難者に混同が生じやすいこと。
- ④入所対象とならないものがそのまま入所し続け、平常時に復した際の施設運営に支障をきたすおそれがあること。

3 福祉避難所の周知

(1) 福祉避難所の周知徹底

市は、災害発生時に要配慮者の支援を円滑に行うため、福祉避難所に関する情報（設置の目的、設置場所、設置基準、ルール等）を広く住民に周知する。特に要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して、周知徹底を図る。

〈参考〉

福祉避難所の周知

市は、福祉避難所をあらかじめ指定した時には、地域防災計画等に定め、その施設の情報（場所、収容可能人数、設備内容等）や避難方法を、要配慮者を含む関係者等に周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておく。

〈参考〉

「要配慮者マップ」の活用

避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者の所在地や避難経路が地図情報により確認できる「要配慮者マップ」が作成されている地域においては、福祉避難所に係る情報等についてもマップ上に反映させ、福祉避難所の周知徹底に活用する。

4 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

(1) 訓練及び研修会等の実施

市は、自主防災組織、地域住民、要配慮者及びその家族等、幅広い関係者が参加し、要配慮者の避難支援対策に関する運営訓練及び研修会等を実施する。

(2) 普及啓発

市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等に関する知識を普及啓発する。

5 福祉避難所の物資・機材・人材・移送手段の確保

(1) 物資・機材の確保

- 市は、施設管理者と連携し、福祉避難所における必要な物資・機材の備蓄を図る。
二次避難所には、避難者用の備蓄はありませんので、原則として必要となる人員、物資・機材の種類及び数量を把握し、本部に確保を要請します。
- 市は、災害時に速やかに物資・機材（発電機等）を確保できるよう、調達先リストを整備し、災害時に活用できるようにしておく。また、関係団体・事業者等と協定を締結するなどの連携を図る。
- 市は、福祉機器等（ベッド、車いす等）を確保し、福祉避難所に供給してもらえよう、事前に関係団体・事業者等と協定を締結するなどの連携を図る。

(2) 人材の確保

- 市は、要配慮者の避難生活を支援するために必要な有資格者等の専門人材（保健師、看護師、薬剤師、保育士、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、ヘルパー、ケアマネージャー等）の確保に関して、関係団体・事業者等と協定を締結するなど、災害発生時に人的支援を得られるよう連携を図る。

(3) 移送手段の確保

- 一般避難所から福祉避難所への移送、福祉避難所管での移送、または福祉避難所から緊急的な入所施設・医療機関等への移送に関しては、原則、要配慮者の家族により行うものとしておりますが、市も要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう関係機関と協議し、予め決めておく。

〈参考〉

避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）の整備

一時避難所から福祉避難所への避難については、原則として、要支援者及びその家族が自主防災組織、民生委員、支援団体等による支援を得て避難することになるため、避難支援者の特定など、より具体的な避難支援計画（個別計画）を作成しておくことが重要である。

6 社会福祉施設、医療機関等との連携

(1) 福祉避難所の設置・運営に係る連携強化

- 市は、専門的な人材の確保や福祉機器の調達、緊急入所等に関する協力を得るため、社会福祉施設や医療機関等との情報共有の場を設ける。
- 社会福祉施設等の関係団体・事業者間との協力体制も重要となることから、市は、関係団体・事業者同士の協定を締結するなど平常時から連携強化を図る。
- 市は、福祉避難所での感染症の発生・拡大及び発症した場合の適切な対応を図るため、医療機関等と協定を締結するなど、平常時から連携強化を図る。

(2) 緊急入所等への対応

- 福祉避難所は、福祉施設に入所するに至らない心身等の程度の者が対象となるが、認知症の人など、専門的なケアを要する要支援者については、専門的な施設への緊急一時入所等の対

応が必要となることから、市は、社会福祉施設等と事前に協議を行い、緊急入所に関する協定を締結するなどの連携を図る。

- 症状の急変等により医療処置や治療が必要と判断される場合は、医療機関への搬送が必要となるため、市は、平時から医療機関等との連携を図る。

第3章 災害時における取り組み

1 福祉避難所の開設

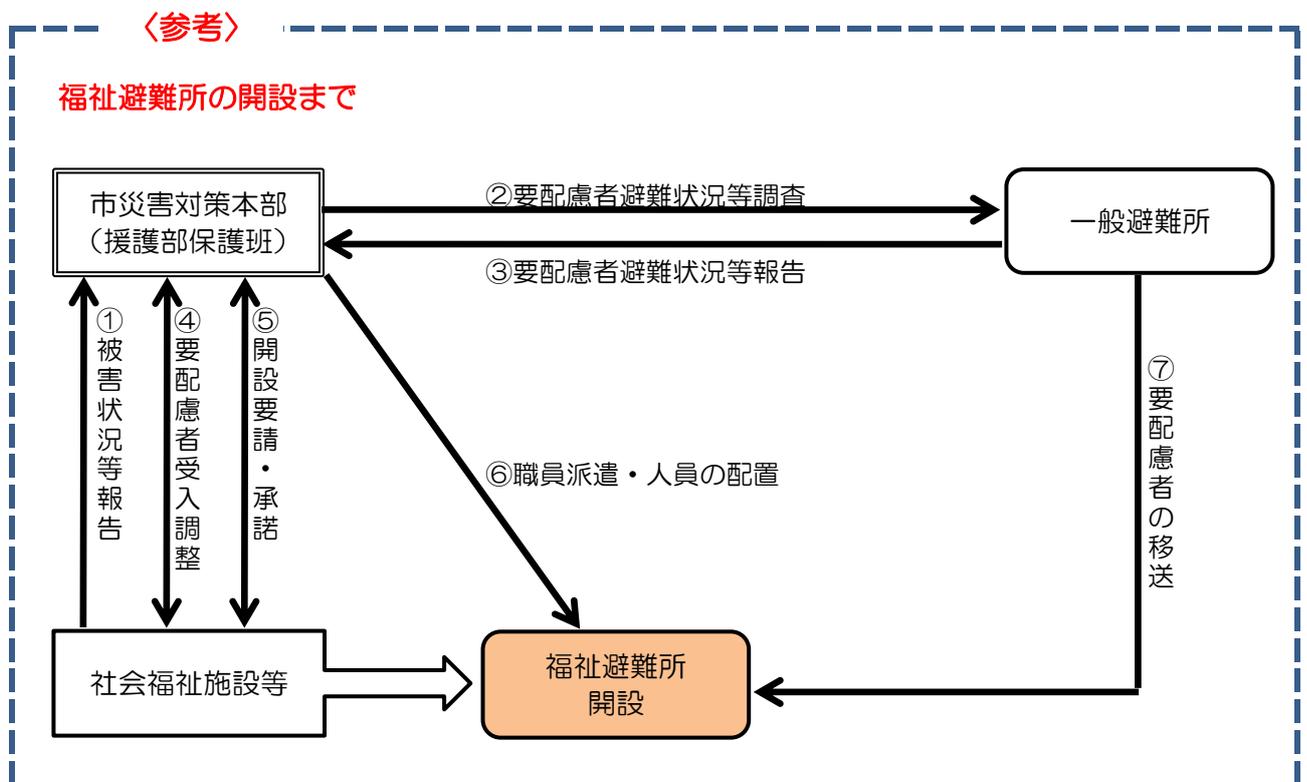
(1) 災害状況の把握、開設の判断

- 市は、災害が発生した場合は、福祉避難所開設の判断に必要な災害の状況を把握する。
 - ア 災害の規模、発生場所
 - イ 要支援者の避難状況（避難場所、人数、世帯数など）
 - ウ 福祉避難所指定施設の安全性（ライフラインの使用可否、応急危険度判定結果等）
- 市は、把握した災害規模、災害の発生場所、要支援者の避難状況、福祉避難所指定施設の安全性から福祉避難所の開設を決定する。

※災害時に即応可能なチェックリスト等を作成しておく。

(2) 人員の配置

市は、福祉避難所を開設した時は、担当職員を派遣し、施設管理者等の協力を得ながら福祉避難所の管理運営にあたる。



(3) 開設の周知

市は、福祉避難所を開設した時は、職員はもとより、要支援者及びその家族、地域住民、支援団体等に速やかにその利用方法、対象者を周知する。

(4) 開設の期間

開設期間は、災害救助法に基づき、原則として、災害の発生の日から最大限7日間以内とする。

- ・大規模災害の場合で、7日間の期間内で避難所を閉鎖することが困難な時は、施設管理者との協議により必要最小限の期間を延長することができる。

2 福祉避難所の運営

(1) 要配慮者の受け入れ

市は、施設管理者と協力し、福祉避難所を開設し受入体制が整い次第、要配慮者を受け入れる。

- ・障がいの状態、心身の健康状態等を考慮して、必要性の高い人を優先的に受け入れる。
- ・介護等にあたる必要最低限の家族を受け入れる。

〈参考〉

福祉避難所へ受け入れる要援護者の優先順位等

一時避難所で健康相談等を担当する保健師と、福祉避難所を運営する保護班が連携し、要配慮者数や福祉避難所の設置状況に応じて、受け入れの優先順位等を決める。

なお、優先順位を決める際は、要配慮者の状態により、社会福祉施設への緊急入所、医療施設への緊急入院も考慮する。

(2) 避難者名簿の作成・管理

市は、施設管理者と協力し、福祉避難所に避難している避難者の名簿等を作成し、随時更新する。

- ・名簿の整理及び集計を定期的に行い、必要に応じ災害対策本部へ報告する。
- ・避難者が退所する時は、可能な限り転出先を確認して記録する。
- ・避難者が公開を望んだ時は、避難者名簿の住所と氏名を福祉避難所受付窓口に掲示する。

(3) 福祉避難所レイアウトの作成

市は、施設管理者と協力し、避難者の状態や施設の被害状況等を考慮し、共同生活が円滑に進められるよう避難所のレイアウトを早期に設定する。

- ・限られたスペースでプライバシーを守れる居住空間を考慮するため、間仕切り等を活用する。

(4) 人材（支援者）の確保

市は、福祉避難所の運営に従事する介助スタッフ、生活相談員等について、福祉関係者、避難支援者等の協力を得ながら人材の確保に努める。また、不足する場合は災害対策本部に要請する。

(5) 食料・物資の配給と管理

市は、施設管理者と協力し、食料、物資が十分に行き届かないことが予想されるため、在庫の状況を常に把握して計画的に配給する。

- ・不足する食料、物資がある場合は、内容及び数量を取りまとめて、災害対策本部へ配給を要請する。
- ・要請した食料、物資が搬送されたら、受払簿等に記入し、物資保管場所へ保管する。

(6) トイレに関する対応

市は、施設管理者と協力し、施設内のトイレが使用可能かどうか早急に調べ、排水管の破裂等により使用不可能なトイレは使用を禁止する。

また、衛生管理（清掃、手洗い消毒液の交換など）を毎日行う。

- ・仮設トイレの設置を災害対策本部へ要請する。
- ・仮設トイレの汲取りは、状況を見て早目に要請する。

(7) 避難施設内の清掃とごみに関する対応

- ・市は、施設管理者と協力し、避難所全体で毎日1回の清掃を心がける。
- ・市は、施設管理者と協議もうえ、ごみの集積場所（収集が容易で屋外の直射日光に当たらない場所）を指定し、張り紙などにより避難者等への周知徹底を図る。
- ・ごみは、各自で燃やせるごみ・燃やせないごみなどに分別し、所定の場所へ整然と置くよう指示する。

(8) 防疫に関する対応

- ・市は、施設管理者と協力し、手洗い・うがいを徹底する。
 - ア 手洗い用の消毒液をトイレなどに配備して手洗いを励行する。消毒液は定期的に交換する。
 - イ 外出から帰ってきたら必ずうがいをする。マスクやうがい薬などの予防対策にも心がける。
- ・市は、施設管理者と協力し、食器の衛生管理を徹底する。
 - ア 衛生管理の観点から、食器はできるだけ使い捨てを使用する。
 - イ 使い捨ての食器が十分確保できない場合は、各自の用いる食器を特定し、十分に洗浄する。
- ・市は、施設管理者と協力し、体調を崩している人（風邪や下痢など）の有無を把握する。
- ・ノロウイルスやインフルエンザなど感染症が発生した場合、感染者との接触を制限するなど感染の拡大防止に努める。

(9) 問い合わせへの対応

市は、施設管理者と協力し、作成した避難者名簿に基づき、安否確認等への問い合わせに対応する。

- ・避難者のプライバシーと安全を守るため、受付・対応者を特定する。
- ・電話は直接避難者には都立がない。放送あるいは掲示板等により伝言し、折り返し避難者の方から連絡をとる方法を原則とする。

(10) 取材への対応

市は、施設管理者と協力し、取材等へ対応する。

- 原則として、居住空間に立ち入る際は、避難者全員の了解を得る。
- 避難者に対する取材、写真撮影等は、係の者を介して避難者が同意した場合のみ行う。

3 福祉避難所における要配慮者の支援

(1) 要配慮者の支援

市は、施設管理者と協力し、避難している要配慮者の健康状態や必要な支援などを把握する。

- 男女のニーズの違い等に十分配慮し、プライバシーの保護に努める。

(2) 福祉サービスの提供

要配慮者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を災害後も継続的に受けることができるよう対応を図ることが重要であるため、市は、施設管理者と協力し、福祉サービス事業者等と連携を図り、避難している要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供する。

(3) 相談窓口の設置

市は、施設管理者と協力し、避難している要配慮者とその家族の相談に対応する相談窓口を設置し、生活相談員等による総合的な福祉、健康、生活相談等を行う。

(4) 緊急入所等の実施

市は、施設管理者と協力し、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者について、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応する。

- 要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要となった場合、医療機関に移送する。

4 福祉避難所の統廃合と閉鎖

(1) 閉鎖等

- 市は、福祉避難所の利用が長期化し、福祉避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、福祉避難所の統廃合を図る。また、避難している要配慮者及びその家族に十分説明し、福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求める。
- 市は、避難している要配慮者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成した時は、必要な原状回復を行い、福祉避難所を閉鎖する。

第4章 福祉避難所の開設・運営の流れ

段 階	対 応	市	施設・ 関係機関
平常時	対象者の把握	○	
	指定・周知	○	
	訓練等の実施	○	○
	物資・機材・人材・移送手段の確保	○	○
	社会福祉施設、医療機関等との連携	○	○
予知情報	指定施設への情報提供	○	
	指定施設への開設の協力依頼	○	
災害発生 ～ 2日	災害情報の把握、開設の判断	○	
	人員の配置（職員派遣）	○	○
	開設の周知	○	
3日以降	運営開始	○	○
	・要配慮者の受け入れ（移送）	○	○
	・避難者名簿の作成	○	○
	・レイアウト作成	○	○
	・人材（支援者）の確保	○	○
	・食料、物資の配給と管理	○	○
	・トイレの設置	○	○
	・清掃、ごみ集積	○	○
	・防疫対策	○	○
	・問い合わせ対応	○	○
要配慮者への支援	○	○	
復旧期	統廃合	○	○
	閉鎖	○	

※3日以降の「3日」は目安である。

参考資料 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定締結先

	締結先	避難所名	所在地	管理担当者連絡先		施設種別	収容人員
				外線	FAX		
1	社会福祉法人 クピド・フェア	パシオ	美呗市東7条南4丁目1-1	63-3575	64-2731	障害者支援施設	30
2	社会福祉法人 溪仁会	介護老人保健施設 コミュニティホーム美呗	美呗市東5条南7丁目5-1	66-2001	66-2005	老人保健施設	10
		美呗学園	美呗市東7条南2丁目2-4	62-5353	62-5354	福祉型障害児入所施設	20
3	社会福祉法人 北海道光生会	ライフサポート美呗	美呗市東7条南2丁目1-2	63-4268	63-4269	障害者支援施設	20
		美呗光生園	美呗市光珠内町東山	63-2220	63-4914	障害者支援施設	20
4	社会福祉法人 恵和会	ケアハウスハーモニー	美呗市東7条南2丁目5-23	63-0533	63-0571	生活介護施設	3
		特別養護老人ホーム泰康	美呗市東7条南2丁目5-24	66-6151	62-5611	特別養護老人ホーム	7
5	グループホーム アルメリア	グループホーム アルメリア	美呗市東5条南4丁目3-9	62-6816	62-6817	認知症対応型共同生活介護	3